

当医院からお知らせ

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご協力のほどお願いいたします。

（電歯情連 1）電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用し、診療を実施しております。また、マイナ保険証の利用促進や電子的な診療情報連携体制の整備を進め、医療機関等との適切な情報共有を通じて、安全で質の高い歯科医療の提供に努めております。

[マイナンバーの使い方はこちら（厚生労働省 資料）>>](#)

なお、当院では、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

（在歯 DX）在宅医療 DX 情報活用加算（歯科訪問診療料）

当院では、在宅医療においても医療 DX 推進の体制を整備し、オンライン資格確認等により取得した医療情報等を活用しながら、質の高い在宅医療の提供に努めております。

[マイナ保険証の使い方_歯科在宅医療（厚生労働省 資料）>>](#)

また「歯科訪問診療料の注 20」に規定する「在宅医療 DX 情報活用加算」の施設基準に係る届出を行っております。